

# 京都府スポーツ賞表彰規程

昭和 57 年 1 月 19 日  
京都府告示第 35 号

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都府の体育・スポーツの普及振興及び競技力の向上を図るため、スポーツに関し優秀な成果を収めた者若しくは団体又は体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した者若しくは団体に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の対象者)

第 2 条 京都府スポーツ賞の表彰の対象者は、次に掲げる要件のいずれかを備えたものとする。

- (1) 府内に住所を有する者
- (2) 府内に所在する事業所若しくは学校に勤務又は在学する者
- (3) 府内に事務所を有する団体又はこれに所属する者
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、府民の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が特に顕著な者又は団体

## (被表彰者の決定)

第 3 条 京都府スポーツ賞は、特別功労賞、特別栄誉賞、功労賞、優秀賞、特別かがやき賞、未来くん賞及びマスターズ賞とし、それぞれの被表彰者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもののうちから知事が決定する。

- (1) 特別功労賞 スポーツに関し、他に例を見ない功績のあったもの
- (2) 特別栄誉賞 スポーツに関し、特に顕著な成果を収め、又は功績のあったもの
- (3) 功労賞 多年にわたり優秀な選手の育成及び体育・スポーツの振興に功績のあったもの
- (4) 優秀賞 スポーツに関し優秀な成果を収めたもの
- (5) 特別かがやき賞 スポーツに関し、特に多年にわたり優秀な成果を収めたもの
- (6) 未来くん賞 中学生以下の者でスポーツに関し優秀な成果を収めたもの
- (7) マスターズ賞 おおむね 40 歳以上の者でマスターズスポーツに関し優秀な成果を収めたもの

2 前項の規定による決定は、別に定める京都府スポーツ賞意見聴取会議の委員の意見を聴いて行う。ただし、オリンピック競技大会等の国際的な規模のスポーツの競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会において特に顕著な成果を収めたものに対し表彰を行う場合等で知事が必要と認めるときは、この限りでない。

## (表彰の方法)

第 4 条 表彰は、毎年 1 回（知事が必要と認める場合にあつては、随時）知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

## (その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、京都府スポーツ賞の表彰に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この告示は、昭和 57 年 1 月 19 日から施行する。

### 附 則

この告示は、昭和 63 年 8 月 19 日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成 16 年 2 月 6 日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 4 日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

### 附 則

この告示は、令和 4 年 2 月 18 日から施行する。